

湧水町学校給食共同調理場調理等業務委託プロポーザル実施要領

令和8年8月から開始する湧水町学校給食共同調理場の調理等業務を行う事業者の募集に関して必要な事項を定めるものとする。事業者の選定に当たっては、経済能力、技術能力等を活用することにより、調理業務の安全性及び効率性を確保するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

I 委託業務の概要

- 1 委託業務名 湧水町学校給食共同調理場調理等業務委託
- 2 履行場所 湧水町学校給食共同調理場（鹿児島県姶良郡湧水町北方480-2）
- 3 履行期間 令和8年8月1日から令和11年7月31日まで（3年間）
- 4 湧水町学校給食共同調理場の概要

面 積	延床面積 1,695 m ²
構 造	鉄骨造 2階建て
調理食数	約670食／日（最大調理能力1,200食／日）
献立数	1献立制
提供校数	小学校5校、中学校2校 幼稚園1園
給食回数	年間200回程度
供用開始	令和8年8月
配送車	1.5t車・3.0t車 各1台

5 業務内容の概要（詳細は仕様書のとおり）

- (1) 調理業務計画書の作成業務
- (2) 学校給食の調理業務及びアレルギー除去食及び代替食の調理業務
- (3) 配缶等業務
- (4) 納品された食材の検収及び移し替え、保管業務
- (5) 保存食の採取業務
- (6) 調理施設、設備の清掃及び日常点検
- (7) 食器、食缶、調理器具等の洗浄・消毒・保管業務
- (8) 残渣・残食等集積業務
- (9) 配送業務補助
- (10) 上記に付帯するその他必要な業務

詳細は、別紙委託仕様書のとおり。また、委託業務開始に向けた準備、トレーニング等を委託者と協議し実施すること。

6 委託料の上限額

3年間の委託料の上限額は次のとおりとする。(消費税相当額 10%含む。)

3年間委託料合計金額 116,820,000円

※給食開始までのトレーニングに要する費用及びトレーニング用食材を含む。

※この金額は契約(予定)金額を示すものではない。

II 委託業者決定までのスケジュール

公募期間（町ホームページ）	令和7年12月16日(火)から
応募意思表明書及び一次審査資料提出受付	令和8年1月9日(金)まで
業者説明会及び現地見学会	令和8年1月14日(水)
実施要領等に関する質問の受付	令和8年1月14日(水)から 令和8年1月16日(金)
実施要領等に関する質問に対する回答	令和8年1月23日(金)
一次審査（書類審査）及び結果通知	令和8年1月中旬予定
二次審査書類提出	令和8年2月2日(月)まで
二次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング審査)	令和8年2月中旬予定
審査結果に関する通知	二次審査終了後1週間程度で 文書により発送
契約締結	
業務開始	令和8年8月1日

※受付等は、土曜日、日曜日及び祝日は行わない。

III 参加資格及び参加手続き

1 参加資格要件

本プロポーザルに応募できる事業者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

① 事業者の資格要件

- (ア) 法人格を有し、業務委託を円滑に遂行できるよう安定的かつ健全な資金能力を有していること。
- (イ) 小・中学校を対象とした学校給食センター等の大量調理施設で、1日1,000食以上提供する給食の調理業務契約を締結しているもので、受託実績を過去に3年以上有していること。
- (ウ) 給食センターでの緊急時に速やかに対応できるように、本町内又はその近郊（おおむね2時間以内に駆けつけられると判断できる場所）に本社、支社、営業所及び事業所（以下「本社等」という。）のいずれかを業務委託の開始までに設置し、緊急対応及び調整が行える人員を配置すること。

② 事業者の応募制限

次に該当する事業者は、応募することができないこととします。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する事業者
- (イ) 国、公社、公団及び湧水町を含む地方公共団体において、指名停止措置を受けている事業者
- (ウ) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続の開始申立てをしている事業者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続の開始申立てをしている事業者
- (エ) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している事業者
- (オ) 過去3年間に食品衛生法の営業の禁止又は停止の処分を受けた事業者

(2) 応募資格の確認

事務局は、事業者の備えるべき要件を満たしていることを応募意思表明書等により審査します。審査の基準日は応募意思表明書の提出日とし、不備の場合は失格とします。

また、応募資格審査後から契約締結の日までに、事業者の備えるべき応募資格を欠くような事態が生じた場合も失格とします。

2 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、応募意思表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後から審査結果の決定日までに参加事業者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

IV 応募要項

1 応募に関する留意点

(1) 実施要領等の承諾

参加事業者は、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 参加費用の負担

参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。

(3) 使用言語及び単位

参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。

(4) 著作権

参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、町に帰属する。

(5) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、返却をしない。

(6) 資料の取扱い

町が提示する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この参加に係る検討の目的であっても町の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ又は内容を提示することを禁止する。

(7) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

① 応募意思表明書提出時から契約締結日までに、事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合

② 同一事業者が、複数の提案書の提出をおこなった場合

③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

④ 著しく信義に反する行為があった場合

(8) 提出された内容に関する確認作業

提出された提案書等の内容で、確認を要すると判断した場合は、応募意思表明書に記載の担当者への確認作業を行うことがある。

(9) その他

- ① 町が提示する資料及び質問に対する回答書は、実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- ② この実施要領に定めるもののほか、参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知する。

2 実施要領等の公表

(1) 公表方法

本町ホームページにて公募を行う。

なお、各書類は掲載するので、ダウンロードして使用すること。

① 業者説明会及び現地説明会日時

令和8年1月14日（水）午後2時～

② 参加可能人数

2名まで

③ 持参する物

白衣・調理場内で履く清潔な靴

(2) 公表資料

① 共同調理場平面図

② 献立表

3 実施要領等についての質問の受付及び回答

質問書は次のとおり受付け、各社担当へEメールにて回答する。

(1) 受付期間

令和8年1月14日（水）から1月16日（金）まで（最終日は午後4時まで）

(2) 質問書の提出方法

実施要領等に関する質問書（様式3号）に内容を簡潔にまとめて記載し、湧水町学校給食共同調理場へEメールにて提出すること。

Eメールアドレス：kyushoku@town.yusui.kagoshima.jp

(3) 回答期日

令和8年1月23日（金）

(4) 回答書の公開

メール返信にて回答する。無用な混乱を招くことが危惧されるときは、質問に回答しなしことがある。なお、電話や口頭での個別の対応は行わない。

4 提案書の提出

(1) 提出書類

①一次審査

番号	書類等	様式番号
1	応募意思表明書	様式1号
2	会社概要書	様式2号
3	法人登記簿謄本の写し	
4	会社概要が分かるパンフレット及び定款	
5	直近3事業年度の決算に係る各帳票類 (貸借対照表・損益計算書の写し)	
6	国税、都道府県税及び市町村税の未納がないことを証明できる書類	

② 二次審査

各種提案書・見積提案書（様式6号の1～9） 原本1部・副本7部

(2) 受付期間

①一次審査分 令和7年12月16日（火）から令和8年1月9日（金）（午前9時から午後5時まで）

② 二次審査分 令和8年2月2日（月）まで（様式のみで結構です。）
(午前9時から午後5時まで)

※プロポーザル当日は（5）のとおりで、原本1部・副本7部の準備をお願いします。

(3) 提出先

①一次審査分

〒899-6192 鹿児島県姶良郡湧水町中津川603番地
湧水町教育委員会教育総務課 湧水町役場吉松庁舎2F
Tel 0995-75-2142

② 二次審査分

〒899-6202 鹿児島県姶良郡湧水町北方480番地2
湧水町学校給食共同調理場
Tel 0995-74-2376

(4) 提出方法

持参及び郵送等

(5) 製本等（プロポーザル当日分）

①提出書類の規格は縦A4版・横書き・左綴じとし、下段にページ番号を付してA4版フラットファイルに綴じる。

②フラットファイルの表紙及び背表紙には、業務名「湧水町学校給食共同調理場調理等業務委託」と参加事業者名を記載のこと。

V 選考審査

1 審査

提出書類の審査は、湧水町学校給食共同調理場調理等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という）が行う。

2 第一次審査

書類審査による。第一次審査結果は全応募者に通知し、第一次審査で適正と認められた事業者に対して第二次審査を行う。

なお、第一次審査の結果についてはメール及び文書により通知を行う。

3 第二次審査

選定委員会は、第一次審査で選定した事業者を対象にヒアリングを実施し、選定基準に基づき採点する。なおプレゼンテーションの順番は参加申込書類の受付順とする。

- (1) 日 時 令和8年2月中旬 午後2時から（予定）
- 場 所 湧水町役場栗野庁舎 第3会議室
- (2) 所要時間 プrezentationとヒアリングを含めて30分とする。
 (プレゼンテーション：20分程度、質疑応答10分程度)
- (3) 出席者数 5名まで
- (4) そ の 他 パソコン等を使用する場合は、各自準備のこと。
 (スクリーンは町で用意する。)
- (5) 結果の通知 第二次審査の結果を参加事業者全てに通知する。

4 参加辞退

この審査への参加を辞退しようとするときは、応募意思表明取消届（様式7号）を提出すること。

5 優先交渉権者の特定

第二次審査の結果、選定委員会の点数が最も高かった者が、湧水町学校給食共同調理場調理等業務委託で締結するに当たり、優先交渉権を得る。ただし、優先交渉権者が契約締結までの間にこの要領等における参加資格を有しなくなった場合又は契約ができなかった場合は、評価結果が次点の事業者を新たに優先交渉権者として手続きを行う。

6 特別な事情がない限り、見積提案額を契約額とする。また、契約者は、委託業務履行に当たり誠意をもって提案内容を実施しなければならない。

7 このプロポーザル実施に当たり、参加希望者に不正があった場合は選定委員会で検討し失格とする。

8 この審査に関して、参加希望者から提出された書類は個人情報等を除き町情報公開条例に基づき公開する場合がある。

VI 提案書に関する条件

1 業務委託に関する条件

- (1) 業務委託内容

仕様書のとおりとする。

(2) 守秘義務

本業務委託を実施する受託者は、業務に関して町から開示された資料及び情報並びに本業務委託の遂行を通して知得した情報等を、町の書面による同意がある場合のほか、第三者に開示し、又は漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。

- ① 町から知得する以前に所有していたもの、又は、既に公知のもの
- ② 町から知得した後に、受託者の責めに帰し得ない事由により公知となったもの
- ③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず知得したもの

(3) 履行の確認等

受託者は「仕様書」の定めに従い、毎月の業務完了を「業務委託完了届」により町に提出することとし、町は、「業務委託完了届」を受領したときは、適切に履行されていることを確認し、委託料を支払う。

(4) 委託料の支払

受託者は、(3)により町が適切に履行されていると確認した後、当該月分の委託料を町に請求し、町は、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う。

なお、町が受託者に支払う各月の委託料の額は、年間委託契約金額をその年の契約月数で除した額（100円未満は3月分で調整する。）とする。

2 遵守法令

【法令等】

- ・学校給食法
- ・食品衛生法
- ・労働基準法等の労働関係法令
- ・学校給食衛生管理基準（文部科学省）
- ・大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）
- ・その他の関連法規等

【町の条例等】

- ・湧水町学校給食共同調理場の設置及び管理に関する条例及び同施行規則
- ・今後整備する予定の業務上の要領及びマニュアル等

VII 選考審査基準

1 採点は、次に掲げる評価項目に関して、参加者から提出された書類及びヒアリングに基づき各審査委員が行う。

	項目	留意点
1	学校給食に対する考え方	学校給食に対する考え方や取り組み、委託者との協力関係の構築など
2	調理業務従事者の体制、職員研修について	人員体制・勤務体制・専門職の配置・従事者の研修・欠員時の人員補充(コロナウイルス感染による休暇時など) 現共同調理場の調理員等の雇用や地元優先雇用。調理員に対する巡回指導及び研修計画。業務委託開始までの準備業務を円滑に行うための方策
3	地域貢献に対する考え方	地域貢献や地域参画に関する具体的な意見や考え
4	学校給食調理業務受託実績 大量調理施設業務受託実績	学校給食での調理業務受託実績、大量調理施設での業務受託実績（グループ会社含む全国実績）
5	安全・衛生管理について	従事者の健康管理や、管理監督体制、異物混入事故、食中毒防止等の事故防止対策
6	危機管理に関して（緊急事態や事故、災害が発生した場合の措置	異物混入や食中毒、ノロウイルス等が発生した場合の対応や人員体制（応援体制も含む）、災害発生時など
7	食物アレルギーへの対応について	アレルギー対応食の調理に関する取り組み、事故防止のノウハウなど
8	食育の推進、学校との連携について	食育を推進するための提案及び学校との連携についての考え方を、具体的に示してください。
9	地産地消について	地場産品の食材を積極的に学校給食に取り入れることについての考え方
10	見積書	見積金額の内容・調理従事者の給与等